

第4章 有害鳥獣対策、災害復旧対応/災害への備え

サポートが受けられるケース	要件/受益者	支援事業/制度	頁
■シカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシンからの農作物被害を防ぎたい	・ 農業者、農業団体	・ 有害鳥獣被害防止事業費補助金 (金網柵、ネット柵、電気柵等の購入費補助)	28
■有害鳥獣の捕獲に協力したい(シカ、イノシシ、カラス、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、サル等の捕獲)	・ 狩猟免許保持者	・ 有害鳥獣捕獲報奨金	29
■風水害で破損した施設・機械器具等の復旧や再生産等に必要な資金を調達したい	・ 暴風雨等の災害により、著しい被害を受けた農業者	・ 園芸用ハウス復旧支援事業費補助金	30
■台風等の自然災害に備えるためにハウスを強化したい	・ ハウスを10年以上使用予定の農業者	・ 農業用ハウス防災対策事業費補助金 (申請先はJA)	31

(注) この資料は当事者が補助金/制度に申請可能かどうかのあたりをつける情報です。
このため申請に際しては、要件や補助率等の詳細確認が必要です。

<シカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシンからの農作物被害を防ぎたい皆様に>

有害鳥獣被害防止事業費補助金

助成事業の概要

農作物等をイノシシやシカなどによる食害から防止するため、農林業者の皆さまが自ら設置する金網柵やネット柵、電気柵等の資材購入費用に対し補助金を交付します。

対象者

- ・ 農林業者等
（農作物等の生産者又はその組織する団体）
- ・ 香南市有害鳥獣被害対策協議会又はその構成員



助成条件

- ・ 対象有害獣：シカ、イノシシ、
タヌキ、ハクビシン
- ・ 助成対象：上記の有害獣による農林産物の被害を防止するための施設等の新規柵用資材購入費用に限定

助成内容（補助率/金額）

施設の種類	補助率	補助限度額
金網柵	5/6以内 (シカのみ)	150,000円
ワイヤーメッシュ柵 ネット柵	3/4以内 (シカ以外)	120,000円
電気柵	3/4以内	120,000円
トタン柵	1/2以内	75,000円

< 有害鳥獣の捕獲に協力いただける皆様に >

有害鳥獣捕獲報償金

助成事業の概要

指定する有害鳥獣を捕獲した際に報償金を交付します。

対象者

- ・ 鳥獣の管理のための捕獲許可を受けた者
- ・ 当該年度に狩猟登録し、当該年度の定められた期間に有害鳥獣を捕獲した狩猟者



助成条件

- ・ 対象鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、カラス、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ
- ・ 確認部位：尻尾
※カラスは両足、サルは両耳
- ・ 捕獲期間：狩猟期間外
(狩猟期間：11月15日～翌年2月15日)
※ニホンジカのみ狩猟期間も助成適用

助成内容（金額）

対象	金額
ニホンジカ	10,000円
イノシシ	10,000円
カラス	1,000円
サル	10,000円
タヌキ	1,000円
ハクビシン	1,000円
アナグマ	1,000円

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<風水害で被災した施設・機械器具等の復旧や再生産に取り組む皆様に>

園芸用ハウス復旧支援事業費補助金

助成事業の概要

台風等により被災した園芸用ハウスの復旧工事に係る費用の一部を支援します。

対象者

- ①被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者
- ②他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する農業者



助成条件

対象者の①	対象者の②
<ul style="list-style-type: none"> ・被災したハウスが園芸施設共済又は民間の保険に加入しており、事業実施後も園芸施設共済又は民間の保険への加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン準拠GAP（高知県版GAP）に取り組むこと ・ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること（雨よけ施設の場合は、ハウス内環境を測定・制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（育苗・機械室等を除く）の復旧であること ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること
<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること ・育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（育苗・機械室等を除く）の復旧であること ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること

助成内容（補助率/金額）

事業区分	補助限度額 ハウス10aあたり		補助率	
	一般 ハウス	軒高・高強度 ハウス	県	市
災害復旧区分①	900万円	1,200万円	2/5	1/5
災害復旧区分②	550万円		1/4	1/4

< 台風等の自然災害に備えるためにハウスを強化したい皆様に >

農業用ハウス防災対策事業費補助金

助成事業の概要

台風等の自然災害に対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強、防風ネットの設置、非常用電源等の導入等や災害対策に向けた検討会の取り組みや自力施工等の技能習得を支援します。 **(※申請窓口はJA)**

対象者

今後、10年以上の利用が見込まれるハウスを整備する農業者



助成条件

- ① 県が策定した推進計画に位置付けられた取組であること
- ② 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること
- ③ 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備を実施すること
- ④ 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること
- ⑤ 園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること

助成内容（補助率）

事業	補助対象	補助率
事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備	事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に要する経費	定額
自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証	自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証に要する経費	定額
既存ハウスの補強	ハウスの補強に要する経費	3/5以内